

家電リサイクル法検討に関する製造業者意見

(財)家電製品協会
環境担当役員会議
委員長 佐藤 芳明

1. 家電リサイクル法施行後 5 年間の取り組みの総括

お客様、ご販売店様、行政等関係者の皆様のご支援・ご協力により、本法は社会システムとしてしっかり機能し、着実に定着化が進んだ。また、法の目的に合う大きな成果を上げて、評価された。

- (1) 法施行が順調に推移できたのは、法による関係者の明確な役割分担と消費者はじめそれぞれの義務者がまじめに家電リサイクルに取り組んだ努力の賜物である。
- (2) 特に、大型配達商品を本法の対象品目としたこと、ご販売店様がその引取り、引渡しを円滑にご推進いただいた功績が大きい。
- (3) 製造業者も、法が定めた再生資源の有効利用と廃棄物の適正な処理に努め、法のスムーズな運用に協力した。
- (4) 法施行 5 年を経過し、その定量的な成果を含め循環型経済社会に大きく貢献。その結果、排出時排出者負担というシンプルで合理的な方式を採用した日本の家電リサイクルは世界的にも評価された。

これからの法の見直しにあたり、5 年間関係者の皆様方のご努力・成果を損ねることがないように、現行法を基本にグレードアップすべき。

5 年間の法運用の中で色々ご指摘されていることについては、何が社会的に最も有益かという目的を明確にした上で、委員の皆様方と真摯に議論を進めさせて頂きたい。

2. メーカーの取り組みの成果

(詳細は、前回 施行状況ご報告の通り)

(1) 資源の有効利用：

	2001 年度	2005 年度実績 (比率)
引取台数	855 万台	1,162 万台 (1.4 倍)
再商品化重量	211 千ト	334 千ト (1.6 倍)
再商品化率	エアコン	78%
	テレビ	73%
	冷蔵庫	59%
	洗濯機	56%
		84% (1.07 倍)
		77% (1.05 倍)
		66% (1.12 倍)
		75% (1.34 倍)

(2) 廃棄物の適正処理：

冷媒フロン 回収量	603 ト	1,433 ト (2.4 倍)
断熱材フロン 回収量	2005 年度実績 607 ト (2004 年 4 月より義務化)	

- (3) リサイクルプラント見学者数：5年間で215千人
 プラント見学者のご意見：
 ・プラントの処理内容を見て、これなら費用がかかると、料金に納得がいった。
 ・予想以上に手分解が多いが、それが再商品化率を高めていると分かった。
 ・環境教育に役立つ。大人も子供も一度は見学させるべきだ。
 ・実際見ると大変だと思った。やはりリサイクルは協力しなければ。
- (4) D f Eへの取り組み：
 この5年間で約5200万台がメーカーの手元に戻ってきた。設計者自らがプラントで解体実習を重ね、今迄の机上のD f Eから、プラントでの実証と実測データを活用したD f Eを実現。
 D f E事例： 解体容易性設計
 プラスチックの家電製品への再利用
 別紙参照。

3. 家電リサイクル法が成果をあげた要因：

日本の実情を踏まえた適切なスキームであったこと。

- (1) 日本の流通システムに適した役割分担を、法で明確にした。
- ・消費者は適切な引渡しと排出時の料金負担
 - ・小売業者は収集・運搬（引取り・引渡し）
 - ・個々の製造業者等は再商品化等の実施
- } これは世界にも類を見ない方式
- (2) 適切な対象品目を選定し、引取数量を把握した。
- ・商慣習に合った配達商品とした。
 - ・また、市区町村等による再商品化等が困難な家電4品目を対象とした。

4. 主要な課題と見解

- (1) 対象品目の拡大
 商品の变化等により対象品目の見直しが必要な場合、法第2条第4項特に第4号（配達商品）に合致するものとすべきと考える。
- (2) TVの2011年アナログ放送の終了（地上波デジタルへの切替）に伴い排出量の増加が予想される。
- (3) 再商品化率
 再商品化率は市況により上下するため、将来のリスク要因も考慮すべきと考える。
- (4) 料金の徴収方法
 家電リサイクル法制定前の審議会において、家電製品は耐久消費財であって購入から廃棄まで10～20年という長期間であることなどを踏まえ、複数の料金徴収方式を比較検討したうえで以下の4つの理由から排出時に費用を負担する現行の方法が採用された。
- ・約3億台に上る既販製品への適用が可能（あらかじめリサイクル料金を徴収することは困難）
 - ・製品購入時では廃棄時点でのリサイクル費用を予測することは困難

- ・製造業者等が倒産、撤退した場合、その製造業者の製品のリサイクル費用の手当てが困難。
- ・市町村の大型ごみ有料化等のように排出時負担によってコストを意識できるほうが、製品の長期使用、ごみ減量化に資する

上記の排出時排出者負担は年々着実に回収台数が伸びていること(05年度引取台数は01年度比1.4倍)等から、関係者に理解され定着している。今後も合理的な方法として継続されるべきである。また、小売業者への適切な引渡し、リサイクル券の受取りなど消費者への啓発やPRを行うことにより、さらに回収台数の増加を図ることが必要である。

排出時負担は不法投棄を増大させる懸念があり変更すべきであるとの意見があるが、不法投棄は残念なことに家電以外の物でも発生している。家電の不法投棄は法施行前後での大幅な増加はなかったし、引取台数に対して1.6%前後で推移してきたが、近年は減少の兆しもある。

家電リサイクル法の5年間の結果から判断すれば、現行の排出時徴収方式が不法投棄を増加させているとは考えにくい。

排出時排出者負担は処理発生に一番近いタイミングで必要な費用を徴収でき、最もシンプルで公平な方式と考えられる。

以上